

## 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 関税割当制度が適用されている物品 20 品目のうち、半年ごとに関税割当  
ての数量を定めている 4 品目について、平成 20 年度下期における数量をそ  
れぞれ次のとおり定めることとする。(別表関係)

乾燥した豆(ひよこ豆、緑豆及び ひら豆以外のもの)	81,100トン	
とうも ろこし	コーンスターチの 製造に使用するもの	2,138,300トン
	コーンフレーク、 エチルアルコール 又は蒸留酒の製造 に使用するもの	38,200トン
	その他のもの(単体 飼料用のもので粉砕 その他の加工をして ないもの以外のもの)	83,400トン
麦 芽	241,000トン	
でん粉及びイヌリン並びに でん粉等の調製食料品のうち でん粉が最大の重量を占めるもの	79,300トン	

2. この政令は、平成 20 年 10 月 1 日から施行することとする。